

相模原市立療育センター条例の改正(案)の概要について

1 改正の趣旨

相模原市では、相模原市立陽光園療育相談室(以下「療育相談室」という。)及び各子育て支援センターにおいて、これまで、児童福祉法(昭和22年法律第164号)に基づく児童発達支援事業として障害児通所支援を行ってきました。

このような中、平成24年度の児童発達支援事業の開始当時と比較し、民間の児童発達支援事業所が増加した状況を踏まえ、療育相談室及び各子育て支援センター療育相談班の役割を初期療育に特化するため、現在試行している初期療育サロンを本格実施することから、本市における児童発達支援事業を廃止することに伴い、相模原市立療育センター条例(昭和50年相模原市条例第13号)を改正するものです。

2 児童発達支援事業の廃止後の支援体制

本市では、令和5年度から、療育の導入段階での支援事業として、児童発達支援事業と初期療育サロンを並行して実施しています。

児童発達支援事業の廃止後は、当該サロンにより児童及びその保護者に対する支援を行います。

(1) 初期療育サロンの概要

初期療育サロンは、初期療育サロン実施計画に基づく事業であり、児童及びその保護者を対象として、通所受給者証等の有無を問わず、無料で小集団による遊びを通じた療育支援や保護者への支援を行うものです。

(2) 利用手続き

児童発達支援事業が申請手続等により利用を開始するまでに期間を要する一方、当該サロンは、児童福祉法の規定に基づく申請手続等が不要であり、迅速な支援を行うことが可能です。

※詳細は、別紙をご覧ください。

3 主な改正の内容

児童発達支援事業の廃止に伴い、療育相談室の事業に係る規定の改正並びに療育相談室及びその分室の使用料に係る規定の削除をします。

4 今後のスケジュール

令和6年10月	1日から 31日まで	パブリックコメント(意見募集)の実施
11月		市議会12月定例会議に改正条例案を提出
令和7年	4月 1日	改正条例の施行